仕　様　書

１　業務名

平和記念資料館来館者調査業務

２　業務の目的

国内外から来訪する平和記念資料館来館者に対してアンケートを行い、来館の動機やニーズ、課題等を把握する。

３　内容

公益財団法人広島平和文化センター（以下、「発注者」という。）の提供する日本語の質問項目データに沿って、日本語及び英語の調査票を必要部数作成し、日本語及び英語で対応できる調査員により、面接調査法によりアンケート調査を実施する。調査終了後は内容を分析した報告書等を提出する。

具体的な実施日及び時間帯については、発注者及び受注者が調整のうえ決定するものとする。調査票は事前に発注者の確認を受け、報告書のフォーマット等についても事前に発注者と打ち合わせること。

また、調査に必要な机及び椅子は発注者が、調査票、文具その他の必要物品は受注者が準備する。ただし、回答者へ記念品等を贈呈する場合、当該記念品等は発注者が準備する。

⑴　予備調査

ア　時期

令和８年４月中旬（４日間程度）

※ １日当たりの回収数は、可能な限り均等になるように取得すること。

イ　対象

平和記念資料館来館者のうち日本国外からの来館者　１００名

※ アジア（中国、韓国等）からの来館者を２割程度含めること。

平和記念資料館来館者のうち日本国内からの来館者　　５０名

ウ　データの集計・分析

① 全設問の単純集計及び分析を行い、集計表及びグラフにより集計結果を明らかにする。また、クロス集計及び分析を行い、調査結果の詳細を把握する。

② 回答があった自由意見を整理し、データ化するとともに、内容を分類してとりまとめる。

また、本調査に向けて回答傾向を文政し、本調査への改善案を提案すること。

エ　報告書提出期限

令和８年５月７日（木）１７時

⑵　本調査

ア　時期

令和８年６月中旬～下旬（１０日間程度）

※ １日当たりの回収数は、可能な限り均等になるように取得すること。

イ　対象

平和記念資料館来館者のうち日本国外からの来館者　８００名
※ アジア（中国、韓国等）からの来館者を２割程度含めること。
平和記念資料館来館者のうち日本国内からの来館者　４００名

ウ　データの集計・分析

① 全設問の単純集計及び分析を行い、集計表及びグラフにより集計結果を明らかにする。また、クロス集計及び分析を行い、調査結果の詳細を把握する。

② 回答があった自由意見を整理し、データ化するとともに、内容を分類してとりまとめ、回答傾向を分析する。主な意見については、分類別に報告書に記載すること。

エ　報告書提出期限

令和８年７月７日（火）１７時

４　成果品

⑴　調査票データ（日・英）
⑵　入力したローデータ（エクセル形式）及び集計・分析データ一式
⑶　報告書及び報告書概要版データ
⑷　回収した調査票（原本）
※　データはＥメールでの提出を可とする。また、入力したローデータは完成次第提出すること。

５　納入場所

（公財）広島平和文化センター平和文化企画課

６　業務の履行期間

契約締結の日から令和８年８月３１日（月）まで

７　報告事項及び検査完了期限

⑴　受注者は、業務が完了した場合は、全ての業務の実施状況を記載した実施報告書を発注者に提出しなければならない。
⑵　受注者から発注者に対する業務完了の実施報告書提出期限、発注者による検査完了期日（期限）は、業務が完了した日から起算してからそれぞれ１０日目、２０日目（ただし、業務完了の実施報告書を受領した日から起算して１０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。
⑶　受注者は、業務の完了（報告書の納品を含む。）に際して、発注者の検査を受けること。検査に不合格となった場合は速やかに取り替え等の措置を講じること。

８　支払い等

発注者による検査完了後、受注者は適法な請求書を発注者に提出すること。発注者は、請求書に基づき、次に定める支払方法により支払う。

⑴　支払期日（期限）

役務の提供が終了した日から起算して６０日目に当たる日とする。

ただし、発注者の検査後、請求があった日から起算して３０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。

⑵　支払方法等

口座振込により、別紙内訳書のとおり支払う。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が２日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に受注者に支払う。

なお、振込手数料が必要な場合は、請求金額から振込手数料を差し引いて受注者に支払う。

９　その他

⑴　受注者は、調査業務に精通した担当者を定め、発注者との調整にあたり、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

⑵　発注者が支給するものを除く、調査票の印刷その他の必要物品にかかる費用は全て受注者が負担すること。

⑶　成果品は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして他に公表、貸与、使用、廃棄等をしてはならない。

⑷　本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は全て受注者の責任において処理するものとする。

⑸　受託者は、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守のうえ、個人情報の取扱いについて細心の注意を払うこと。本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。

⑹　この仕様書に変更及び疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

別紙

支払内訳書

区　　分	金　　額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）
予備調査	円	（　　円）
本調査	円	（　　円）
合　　計	円	（　　円）